

事業・商品・サービスのご案内

■貯金業務

貯金は、当会の資金調達を担う重要な業務です。そして、当会の貯金には、一般銀行と異なる特色があります。

それは、貯金残高の大部分が、JA香川県をはじめとする当会への出資団体である会員からの預け入れであるということです。これは、当会が県レベルの農協系統金融機関であるという性格からくるものです。

元をたどれば、会員から預け入れられる貯金の大部分は、JA香川県の組合員、すなわち農業に携わる人々をはじめ、JAを利用されてい

る方々からの貯金です。つまり当会の貯金は、JAを利用される方々がJAを通じて預け入れられたものです。

貯金の大部分を農業に携わる人々からお預かりしているJAですが、JAは、農家の方だけでなく、地域の金融機関として、どなたでもご利用いただけます。当会でも、JAや農業関係団体だけでなく、地公体、企業等の法人からも当座性貯金、定期性貯金をお預かりしています。

また、公共料金、県税、各種料金、国民年金保険料の支払い等もご利用いただけます。

貯金の種類	内 容	お預け入れ期間	最低預入額
当座貯金	小切手、手形の支払資金となるもので、主に企業が営業資金の決済口座として使用します。 日々の決済などのため、出し入れが頻繁で、いつでもお支払に応じる必要があることから無利息となっています。	期間の定めはございません	1円以上
総合口座	普通貯金に各種定期貯金をセットすることができ、普通貯金の残高不足の場合にはセットした定期貯金を担保に一定の範囲内で自動融資が受けられます。「預ける(引き出す)」「貯める」「受け取る」「支払う」「借りる」の5機能を備えています。 なお、決済用貯金は無利息です。	期間の定めはございません	1円以上
普通貯金	預け入れ、引き出しが自由な最も一般的な貯金で、給与・年金・配当金等の自動受取口座に指定できます。公共料金等の自動支払い、家計簿サービスの取扱いができ、キャッシュカードでの入出金も可能です。貯蓄貯金および定期貯金へ資金移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 なお、決済用貯金は無利息です。	期間の定めはございません	1円以上
貯蓄貯金	普通貯金同様に出し入れ自由です。貯金残高に応じた利率が適用され、キャッシュカードでの入出金も可能です。 普通貯金および定期貯金へ資金移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 なお、公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。	期間の定めはございません	1円以上
通知貯金	多額の資金の短期運用に適しています。引き出しに事前の通知が必要な貯金です。	期間の定めはございません(ただし、7日間の措置期間が必要です)	5万円以上
スーパー定期貯金	1か月から10年まで様々な預入期間を選択でき、確定金利で、安全・確実な定期貯金です。 個人の方には、有利な半年複利型(預入期間は3年以上5年以内)もあります。	1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・7・10年の定型方式 および1か月超10年未満の期日指定方式	1円以上
大口定期貯金	1,000万円以上の資金を有利に運用できる定期貯金です。1か月以上10年以内で自由な運用期間を設定できます。	1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・7・10年の定型方式 および1か月超10年未満の期日指定方式	1,000万円以上
変動金利定期貯金	スーパー定期貯金や大口定期貯金が固定金利貯金であるのに対して、変動金利定期貯金は6か月毎に適用金利が変更されます。個人の方のみご利用が可能で、6か月毎の複利型となっています。	3年	1円以上
譲渡性貯金	1,000万円以上の大口資金の短期運用に適した貯金です。満期前に譲渡することも可能ですが、中途解約はできません。	1・3・6か月 1・2・3・4・5年の定型方式 および7日以上5年未満の期日指定方式	1,000万円以上

■融資業務

県内の地域金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金、経済の発展を促進するための中小企業等に対する運転・設備資金に対応しております。特に農業における担い手に対しては、系統組織全体で金融支援を行うためにJAと連携し、資金メニューの充実等に取り組んでおります。

また、地域金融機関としての役割から、地方公共団体、農業関連産業、地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を融資し、農業の振興はもとより、地域社会発展のために貢献しています。

株式会社日本政策金融公庫資金等の代理貸付も取扱っております。

資金名	目的・資金使途	対象者	期 間
アグリマイティー資金	農業生産・農作物の加工・流通・販売または地域の活性化・地域農業振興を応援する低利の資金です。	会員 農業者	最長 20 年
地場中小企業貸出	地場中小企業の資金需要に対応する無担保、無保証人の資金です。最高限度額は 30 百万円です。	一般法人	最長 5 年
正会員の組合員に対する貸出金	JA の組合員に対して、農業資金、農業外資金、その他の資金を融資します。	JA の組合員	最長 25 年
地方公共団体等に対する貸出金	地方公共団体等が県民の福利増進のために行う事業に必要な資金に対応します。	地方公共団体 公社・公団	最長 30 年
地方公共団体等転貸資金	JA が地方公共団体等に融資する資金の原資に対応します。	JA	最長 30 年
住宅ローン	大型・二世帯住宅ローンなど、住宅建築をバックアップするローンです。	一般個人	最長 35 年
リフォームローン	既存住宅の増改築、改装、補修および付帯する施設に対応する資金です。	一般個人	最長 10 年 6 か月
シンジケートローン	事業会社の比較的大口の資金需要に対応する資金です。	事業会社	最長 10 年
仕組みローン	市場金利などの動向により、償還形態等が変動する仕組みを組合わせた貸付形態の資金です。	一般法人 金融機関	最長 10 年
新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、直接もしくは間接的に被害を受けた農業者、農業法人等の資金繰りを支援する資金です。	農業者 一般法人	最長 5 年
災害復旧支援資金	被災した地域や地場企業に対し復旧支援を図る資金です。	一般個人 事業会社	最長 10 年
優遇貸出	地域経済の活性化等を目的に優遇金利・無担保・無保証の融資枠を設定して実行する資金です。	県内地場優良 企業	最長 10 年
一般資金	既製の制度では対応できない資金需要に対応します。いわばオーダーメイドの融資です。	一般法人・個人	最長 35 年
制度資金等	農業近代化資金等、国・県・市・町等が定める制度の適用を受けた事業に対する貸出です。	制度資金の 定めによる	制度資金の 定めによる

■登録金融機関業務

当会は、国債窓口販売（新型窓口販売方式）、個人向け国債の窓口販売を行っています。

また、多様化する資金運用ニーズに応えるため、国内外の債券、株式等に投資する投資信託、受益証券の窓口販売を行っています。商品概要等、詳しい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。

今後とも、お客さまの資産運用ニーズにお応えできるようサービス機能の充実に努めてまいります。

■各種サービス

・JAキャッシュサービス

全国どこのJAバンクでもキャッシュカード1枚でATMから現金の引き出し、預け入れ、残高照会、カードローンの借入れができます。自動化機器は当会単独設置のほか、他の金融機関との共同設置もしています。

また、全国のJAバンクATMにおいて、現金の引き出しおよび預け入れを終日無料としており、キャッシュカードでのご利用が便利になっています（ただし、一部の共同設置ATM等は対象外となります）。

さらに、全国のJAバンクATMで、JAバンクのキャッシュカードによる振込がご利用いただけます（上記サービスは、ご利用のATMがシステム変更済みの場合にご利用いただけます）。

・JAカード（クレジットカード）

サインひとつでショッピングができるJAのクレジットカードは、「JAならではの」の特典を始めとしたお得なサービスを受けることができます。

また、全国のJAバンクをはじめ提携金融機関・コンビニATM・CDでの自動キャッシングのご利用および海外のATM・CDでは現地通貨でのキャッシングもご利用いただけます（あらかじめ設定いただいたキャッシング利用可能枠の範囲内でのご利用となります）。

・ICキャッシュカード

盗難・偽造被害を防止するために、県内におけるICキャッシュカードおよびJAカード（一体型）による取扱いをしています。お客さまがICキャッシュカード等を使用することにより、高いセキュリティーが確保され、さらに安心してご利用いただけるよう、県下のJAが設置しているATMは全てIC化対応となっています。

また、キャッシュカードからICキャッシュカードおよびJAカード（一体型）への更新手数料を「無料」で行っています。

・業態間キャッシュサービス（MICS）

全国の都銀、地銀、信託銀行、第2地銀、信金、信組、労金との間で相互利用の提携（MICS）を実施し、JAバンクのキャッシュカードによる、現金の引き出し、残高照会がご利用できます（残高照会の手数料は、ATM稼働時間であれば、時間帯にかかわらず無料でご利用いただけます）。

・デビットカード（J-Debit）サービス

小売店、家電量販店での買い物や飲食等の代金を全国の「J-Debit マークのある加盟店」でJAバンクのキャッシュカードを使ってお支払いいただけます。

・他金融機関設置ATMにおけるカード振込

JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、他金融機関設置ATMにおいてカード振込をご利用いただけます（ただし、一部金融機関は対象外となります）。

・その他提携先とのキャッシュサービス

JAバンク香川のキャッシュカードをお持ちのお客さまは、三菱UFJ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、イーネットATM、JFマリンバンク、ゆうちょ銀行のATMによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料でご利用できます（セブン銀行・ローソン銀行・イーネットATM・ゆうちょ銀行の

ATMではご入金も無料でご利用できます)。

※ なお、業態間キャッシュサービス(MICS)およびその他提携先とのキャッシュサービス

については、土曜・日曜・祝日最大で8時から21時までご利用いただけます(ATM稼働時間は、キャッシュサービスコーナーによって異なる場合があります)。

主なキャッシュサービス提携先の手数料一覧

提携先でJAバンク香川のキャッシュカードをご利用された場合

(令和5年7月1日現在)

キャッシュサービス提携手数料				
ご利用内容	提携先	平日 8:45 ~ 18:00	土曜日 9:00 ~ 14:00	平日・土曜日の その他時間帯および 日曜日・祝日
出 金	三菱UFJ銀行	無料	110円	
	セブン銀行・ローソン銀行・イーネットATM	無料		110円
	JFマリンバンク	無料		
	ゆうちょ銀行	無料	110円	
	その他(MICS提携)	110円	220円	
入 金	セブン銀行・ローソン銀行・イーネットATM	無料		110円
	ゆうちょ銀行	無料		

- (注) 1. 上記各種手数料は、消費税等(10%)が含まれております。
 2. 祝日が土曜と重なる場合は、日曜・祝日その他時間帯のご利用手数料となります。
 3. ご利用の金融機関・ATMにより、手数料が異なる場合がございます。詳しくは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

・為替サービス

全国のJA、信連、農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当会窓口を通して全国のどこの金融機関へも送金や手形、小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替を取扱っています。

また、ATMでの為替振込も取扱っています。

・給与振込サービス

給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金は、キャッシュカードにより必要なお引き出しいただけます。

・自動受取サービス

国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かける手間も省け、振込指定日忘れのご心配もありません。振り込まれた資金は、キャッシュカードにより必要なお引き出しいただけます。

・自動支払サービス

電気(四国電力、中国電力)・電話(NTT、各種携帯電話)・NHK放送受信料等公共料金のほか、香川県立高校授業料、各種クレジット代金など、お客さまのご指定いただいた普通貯金(総合口座)、当座貯金から自動的にお支払いいたします。

・ マリンネット代金回収サービス

お客さまの集金事務の合理化・資金管理を積極的にご支援させていただくため、香川県内に本店を有する7金融機関と近県地銀14行およびゆうちょ銀行のお取引口座を利用して、迅速・正確にお客さまの代金を一括処理する便利なサービスです。

・ 株式払込金受入サービス

会社設立、増資の払込金をお預かりいたします。

・ JAネットバンクサービス

24時間、いつでも、どこでも、JAの窓口やATMに出向くことなく、インターネットを利用できるパソコンおよびスマートフォンを使用して、各種サービス（残高照会や振込・振替、ペイジー（税金・各種料金払込サービス）、定期貯金など）をご利用になれます。

また、JAネットバンクと一緒に使える通帳アプリ「かんたん通帳」やマネーフォワードと連携した家計簿アプリ「マネーフォワード for JAバンク」を利用することで、家計の管理、入出金の管理がより簡単、便利になります。

・ 法人JAネットバンクサービス

窓口にご来店し契約いただくだけで、インターネットに接続されているパソコンから、各種口座照会や資金移動サービスのほか、伝送サービスによる総合振込、給与・賞与振込、口座振替等の各種サービスをお気軽にご利用いただけます。

・ JAデータ伝送サービス

（AnserDATAPORT方式）

専用回線を利用して、パソコンやホストシステムから総合振込、給与・賞与振込、口座振替等のサービスをご利用いただけます。高速かつ短時間で大容量の取引が可能であり、高いセキュリティで伝送することが可能です。

・ マルチペイメントネットワーク(MPN)サービス

窓口での収納、ATMおよびJAネットバンクを利用して、電気、ガス、電話等の公共料金や税金、通信販売等の支払いができ、即時に収納機関（官公庁、地公体、収納企業）に通知されるサービスを行っています。

・ 定時自動送金サービス

学費・生活費の仕送り、企業の資金回送、家賃の支払い等、お客さまが指定した日に指定された振込金額を指定口座から引き落とし、受取人口座に振り込むサービスを行っています。

・ でんさいサービス

「でんさい」とは、手形・振込に代わる新たな決済手段で、ペーパーレスのため手形と比べて安心安全・効率的・経済的です。ご利用にあたっては、「法人JAネットバンク」のご契約があらかじめ必要となります。

・ JAバンク投信ネットサービス

令和5年4月17日より、利便性向上のためJAバンク投信ネットサービスの取扱いを開始しました。これまで窓口での対面取引に限った投資信託取引（投資信託口座の開設、買付等）を、インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォンからご利用いただける便利なサービスです。

・ JAバンクアプリ

JAバンクアプリは、口座残高・入出金明細を好きな時に確認できます。同アプリ内のPayB支払機能を利用して、払込票からバーコード・地方税統一QRコード（eL-QR）を読み込んで税金・公共料金等の支払いが簡単にできる便利なサービスです。

また、通帳を発行する代わりに、JAバンクアプリ上で口座残高や入出金明細を確認でき、通帳レス口座としてご利用いただけます。

商品利用の留意事項

当会の金融商品をご利用されるにあたっての主な留意事項等は次のとおりです。

■金利変動リスク

・「変動金利定期貯金」

変動金利定期貯金は、6か月ごとに適用金利が変更されるため、金利水準が低下すれば、当初予想された受取利息より少なくなる可能性があります。

・「住宅ローン」

住宅ローンには固定金利型住宅ローンと変動金利型住宅ローンがあり、固定金利型は契約時の利率が最終償還日まで適用されますが、変動金利型の場合は6か月ごとに適用利率が変更されますので、金利水準が上昇すれば当初の返済予定額に比べて増額される場合があります。

■中途解約によるリスク

貯蓄商品を期日前に換金（解約）する場合、適用利率が低くなるうえに、非課税の恩恵を受けられなくなるもの、または元本割れを生じるものがあります。

・「国債」

国債は期日まで保有すれば額面どおり受け取ることができますが、期日前に売却する場合、金利水準によっては元本割れを生ずる場合があります。

また、個人向け国債についても期日まで保有すれば額面どおり受け取ることができますが、期日前に換金する場合、お支払い済みの利子額を中途換金調整額が上回ると、元本を割り込むことがあります。

・「投資信託」

投資信託は貯金保険の対象ではなく、証券会社以外で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象でもありません。また、値動きのある証券に投資します（また、外貨建資産にはこのほかに為替変動もあります。）ので基準価額が変動し、元本および利息を保証するものでもありませんから、投資した資産の価値が減少するリスクがあります。

リスク管理情報



当会では、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、「リスク管理の基本方針」ならびに「リスク管理規程」を定め、さらに年度ごとのリスク管理の重点方針を策定しリスク管理を行っています。

金融機関が抱えるリスクとしては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等があります。当会では、これらの異なるリスクを統一的・網羅的に管理することを目的に「統合的なリスク管理基準」を設け、リスク量の把握、分析ならびに評価を行い、管理しています。

■リスク管理に対する取組み

当会のリスク管理に対する取組みとして、重要な意思決定は、経営レベルで行います。特に市場関連取引の諸リスクについては「資金運用会議」で十分な検討を行い、運用方針を決定します。

運用部門は、各々決定された方針に基づき、売買やリスクヘッジを執行します。また、リスク管理を徹底するため、デリバティブ取引において一定の損失枠をオーバーした場合、即時に取引を停止するロスカットルールを確立しています。

また、相互牽制機能として、内部監査を実施しています。内部監査にあたっては、事務処理状況とともに内部牽制、事務管理面にも留意しております。内部監査結果については経営者層への報告を行い、翌年度には改善状況を検証することで、リスク管理の充実・強化に努めています。

■リスク管理委員会

経営環境の変化にともない発生する諸リスクを分散・回避し、経営の一層の安定化を図るべく、リスク管理委員会を適時に開催（令和4年度は16回）しています。

当会では、主要なリスク（市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク）の計量化を行い、これらに対する資本配賦を行っています。算出したリスク量について、経営層ならび

法令等の遵守



に関係部署へ報告・協議を行う等の体制となっています。

■ 県域ALM機能協議会

J Aバンク香川が一体となって県域でのALMを検討していくため、J A香川県の役員、農林中央金庫高松支店長を構成員とする「県域ALM機能協議会」を開催し、費用・収益のバランスの研究および調達・運用にかかる情報の共有に加え、信用事業運営における県域の課題を共有し、課題解消に向けて県域が一体となって取り組んでいます。

■ 運用リスクの軽減

会員の皆様方からお預かりした大切な資金を安全に運用するため、令和4年度も信用リスク・流動性リスク・市場リスクに留意しつつ、安定的かつ効率的な運用に努めました。

国内外の金融政策の動向や他のリスク要因を注視しつつ、分散投資効果を発揮するポートフォリオの構築を図ることで運用リスクの軽減に取り組んでいます。

■ バーゼル規制への対応

バーゼルⅢ規制に対応するため、全国統一の「系統BISシステム」により適正な自己資本比率、金利リスクを算出し、自己資本の質・量の強化に取り組むとともに、健全性の維持・向上のため、自己管理型のリスク管理への取り組みも行っています。

金融機関の業務やリスクが多様化・複雑化していくなかで、金融機関を巡る相次ぐ不祥事件・経営破綻の発生を機に、透明かつ公正な経営が強く求められました。

そのため、金融機関は従来以上に自己責任原則に基づく業務運営の確立と徹底した自己規律・自助努力が要求され、法令等の遵守（コンプライアンス）態勢を確立し、透明性の高い経営を行うことを通して、社会的責任を果たしていくことが一層求められています。

■ コンプライアンス基本方針

当会では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、具体的な行動指針や基準を示し、役職員への周知徹底を図っています。

また、具体的な行動指針や基準によって法令等を遵守するためのメカニズムを構成し、具体的な罰則や報告義務等を明記することにより実効性のある態勢の構築に努めています。

1. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「J Aバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを実現していくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業

務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応
 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。
5. 透明性の高い組織風土の構築
 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。
6. 持続可能な社会への貢献
 社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、積極的に持続可能な社会の実現に貢献します。

■コンプライアンス態勢の確立

コンプライアンスの運営体制として、統括部署や責任者の設置、また、不祥事発生に際しての機動的な対処が可能な体制整備等が求められています。

当会では、コンプライアンス・マニュアルを策定して報告や処理等のルールの特明確化、報告体制の整備、コンプライアンス研修等、将来の事故防止のために様々な方策を講じています。

また、当会全体のコンプライアンス・プログラムを策定して年間計画を具体化するとともに、統括責任者および各部署に責任者・管理者を配置し、各部署でのコンプライアンス・プログラムに従って実践・評価を行っております。

さらに、コンプライアンス委員会を定期的な開催（令和4年度は7回）し、各種審議事項の検討を行うとともに、重要事項については理事会・経営管理委員会に報告するなど、役職員が一体となって健全かつ適切な事業運営に努めるなど、コンプライアンス態勢の確立に努めています。

■マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針等

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除にかかる総責任者は常務理事（管理部門）とし、これらにかかる態勢を適切に整備する責任を負います。

（運営等）

1. 当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

3. 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

4. 当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当会は、警察、公益財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専

門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

なお、国際的なマネー・ローンダリング等対策強化として、現在、お客さまの情報の定期的な再確認を行っています。お客さまの口座が不正に利用されること等を防ぎ、安心・安全にお取引いただけるよう取り組んでいます。

■金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切

かつ十分に対応します。

3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

■利用者保護等の取組み

1. 取引時確認の強化

犯罪収益移転防止法に基づき、①口座開設等の取引開始、②10万円を超える現金振込、③200万円を超える現金の入出金取引等の際にお客さまの氏名・住所・生年月日・職業や取引を行う目的等についての確認を行っていましたが、同法の改正により、平成28年10月1日より、外国PEPs（外国の重要な公的地位を有する方）の確認や、法人のお客さまについては、実質的支配者等の確認も行っています。

2. 個人情報保護および利用者保護の取組み

「個人情報の保護に関する法律」ならびに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のガイドラインに沿ってプライバシー・ポリシー等を制定のうえ個人情報の厳格な取扱いを実施しています。

また、利用者保護等管理方針を制定し、利用者の正当な利益の保護と利便確保のため、方針を遵守し、継続的な取り組みを行っています。

3. セーフティーネットの充実

当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」の二重のセーフティネットで守られています。

4. 偽造・盗難キャッシュカード対策

昨今の偽造・盗難カードによる不正な取引等からお客さまの貯金をお守りするため、県

内J Aでは偽造しにくいICキャッシュカードに対応したATMを設置しています。

また、全国農協貯金ネット、業態間ネット、ゆうちょネット等県内外の金融機関ともICキャッシュカードの取扱が可能になっています。

■非居住者にかかる金融口座情報の自動的交換のための報告制度への対応

現在、特定米国人等を対象とした脱税および租税回避への対処として、米国の「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」に基づき、新規でお取引いただく方を対象に、自己宣誓書等への記入をお願いし、年1回、特定米国人等の方の情報を、米国内国歳入庁に報告しています。

さらに、経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するために、金融機関が非居住者にかかる金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。これに伴い、以下のお取引をいただく場合には、お取引をされる方の居住地国（例：日本）等のお届けが必要となります。

○対象となるお取引

- ・貯金の預入を内容とする契約の締結
- ・国債・投信の口座の開設

ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

■金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J Aバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

＜当会の苦情等受付窓口＞

- ・電話 : 087-825-2548（管理課）
- ・受付時間：月～金 9時～17時

（金融機関の休業日を除く）

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部

機関を利用しています。

- ・岡山弁護士会
- ・愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）

1. の窓口または「J Aバンク相談所（一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所）」（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

■金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組みます。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧の説明するよう努めます。

4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条

件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な下記体制を整備しております。

(1) 理事長以下、関係役員、部室長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 業務部門担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 「金融円滑化管理担当者」を設置し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次とおり公表します。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りします。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■プライバシー・ポリシー

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご

本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。